一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。

二　当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。

三　当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。

四　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。

五　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

六　当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出であること。

七　当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行つたこと。

八　当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

（業務規程に関する指定の要件）

第二十条　法第十条第一項第四号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付することとしていること。

二　集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行つた者間での平準化の措置がとられていること。

三　生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たつては、当該契約に係る生乳の一キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。

四　前条各号に掲げる正当な理由に当たるものを除き、委託又は売渡しを受ける条件を付していないと認められること。

（指定申請書及び業務規程の提出）

第二十一条　法第十条第二項の規定による指定申請書並びに定款その他の基本約款及び業務規程の提出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一　生乳生産者団体にあつては、法第十条第三項に規定する議決をした総会の議事録の写し

二　当該第一号対象事業者が法第五条第二項第一号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事（同号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣）が法第十条第一項の規定による指定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

（業務規程の変更）

第二十二条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

（新設）

（新設）